

令和7年2月秋田市議会定例会追加提出予定案件

	件名	説明
	<p style="text-align: center;">「 条 例 案 」 2 件</p> <p>1 秋田市職員給与条例等の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由</p> <p>一般職の職員の給料表の号俸構成、扶養手当の支給額、通勤手当の支給限度額等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給料表の号俸構成を改める。 2 子に係る扶養手当の支給額を1万円から1万3,000円に引き上げるとともに、配偶者に係る扶養手当を廃止する。 3 通勤手当の支給限度額を1箇月当たり15万円とする。 4 災害への対処等により平日の深夜に勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当について、支給対象となる勤務時間を午後10時から翌日の午前5時までの間とすること等とする。 5 定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員に住居手当を支給する。 6 特定任期付職員に係る特定任期付職員業績手当を廃止する。 7 特定任期付職員に勤勉手当を支給する。 8 秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正し、規定を整備する。 9 その他規定を整備する。 <p>○施行期日等</p> <p>令和7年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>

<p>2 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）：令和7年1月31日公布、令和7年4月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正（令和7年内閣府令第7号）に伴い、特定教育・保育施設等との連携に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定地域型保育事業者又は家庭的保育事業者等が保育内容支援の実施に係る連携施設を確保することが著しく困難な場合であって、連携協力を行う者を確保するとき等は、市長は当該連携施設の確保に関する規定を適用しないことができること等とする。 2 特定地域型保育事業者又は家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する経過措置の適用期間を10年から15年に延長する。 3 その他規定を整備する。 <p>○施行期日</p> <p>令和7年4月1日から</p>
---	---